

舞鶴赤れんがパークの指定管理料について

指定管理料の額は、指定管理者から提案された事業計画書及び収支予算書を基に、指定管理者との協議を経て、予算の範囲内で決定します。なお、管理業務の変更、社会経済情勢の大幅な変動等があった場合は、指定管理者と市との協議により指定管理料を増額し、又は減額することがありますが、協議が整わない場合は、市が指定管理料の額を決定することとします。

(参考)指定管理料の想定上限額は、次のとおりです。

令和4年度～令和13年度	年額 36,348,931円
上記10年間の総額	363,489,310円

(消費税及び地方消費税を含みます。)

応募される団体は、この想定上限額を下回る範囲で指定管理料を提案してください。

留意事項

(1) 利用料金の改定

市が条例改正により利用料金の改定を行った場合で、当該改定に伴い利用料金収入が変動すると想定されるときは、指定管理料を増額し、又は減額することがあります。

(2) 電気料金の算定

指定管理料の積算にあたって、電気料金は関西電力の一般的な単価を使用しています。市が電力会社と新たに電気料金に係る契約を行った場合は、当該契約に定める単価で改めて積算し、その差額に相当する指定管理料を増額し、又は減額することとなります。

(3) 将来的な管理運営区域の拡大

上記の指定管理料は、事業開始時の管理範囲を想定した費用です。公募設置等指針に示すように、将来、供用可能な状態になったエリアを指定管理業務の対象範囲に編入することを想定しています。なお、その際の指定管理料については、都度、本市と指定管理者の間で協議の上決定するものとします。